

答申第53号

「県営住宅入居申込案内中の裁量階層世帯（障害者等の世帯の条件）の各障害者の等級がわかる文書の非開示決定（不存在）に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下第2の2を除き「実施機関」という。）が、「県営住宅入居者申込案内（以下「本件申込案内」という。）の中で、裁量階層世帯（障害者等の世帯の条件）身体障害者（1級から4級）、精神障害者（1級又は2級程度）又は知的障害者（重度又は中程度）。等級がわかる文書」（以下「本件公文書」という。）について、非開示決定をしたことは妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年10月21日付けで、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件公文書を保有していないことから、本件開示請求に対して、平成21年10月26日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その処分を取り消し、裁量階層世帯（障害者等の世帯）の条件は、栃木県県土整備部住宅課担当者の記載ミスとの決定を求めるものである。

### 2 異議申立ての理由等

異議申立書における異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 栃木県公式ホームページで案内されている本件申込案内の1の入居申込者資格の中で裁量階層世帯（障害者等の世帯）の条件が記載されている。

記載されている内容は、何がしかの書類を参考にしたものであり、開示請求に係る公文書は保有していないとした内容の処分をしたことは誠に遺憾である。また、異議申立人が公文書開示請求書において開示請求した内容は、栃木県公式ホームページに記載した担当者が使用した何がしかの書類を開示請求したものである。実施機関の長は、開示請求書の回答担当者の記載をした公文書非開示決定通知書の内容を確認すべきである。確認なき場合、文書が存在しても、開示請求に係る公文書は保有していないという回答になるため改善を要求する。

- (2) その他の改善を要求する。

ア 異議申立書が貴庁に届いた時点で、貴庁は異議申立人に対して、受領した旨の通知をすべきである。

イ 貴庁が異議申立書を受領した後、異議申立書に補正がある場合は補正命令をし、補正がない場合は受理したことを通知すべきである。

ウ 異議申立書の担当は各部署の部長になる。

エ 異議申立書の答弁は各部署の部長が担当し、処分庁経由で異議申立人に答弁すべきである。

オ 異議申立人に各部署の答弁書が届いた時点で、異議申立人は答弁書において反論

する。

カ 異議申立人と各部署の言い分が終了した時点で決定書を異議申立人と各部署に送付する。また、処分庁が審議会等に諮問をする場合、処分庁は異議申立人と各部署に諮問した旨を通知する。

キ 処分庁は審議会等に諮問した内容を各部署と異議申立人に送付する。

ク 処分庁が諮問した審議会等から処分庁と異議申立人に答申書が送付される。

ケ 処分庁は審議会等の答申書を基に決定書を異議申立人と各部署に送付する。

コ アからケの順番に処理するよう改善を要求する。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る公文書を保有していないとして非開示決定したことは妥当である。
- (2) 公営住宅の入居対象世帯には、一般世帯と障害者等特に居住の安定を図る必要がある裁量階層世帯があり、裁量階層世帯に該当する身体障害者、精神障害者及び知的障害者の障害の程度（以下「障害の程度」という。）については、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）、栃木県公営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）及び栃木県公営住宅条例施行規則（平成9年栃木県規則第21号）の規定に基づき記載したものであり、本件請求に係る公文書は作成していない。また、これらの法律等は官報及び栃木県公報に登載されたものであり、条例第2条第2項ただし書の規定により、公文書には当たらないものである。

### 第4 審査会の判断

#### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

#### 2 具体的な判断

##### (1) 対象公文書について

本件開示請求は、本件申込案内に記載された裁量階層世帯の対象となる身体障害者、精神障害者及び知的障害者の各障害の等級がわかる文書である。

実施機関は、本件公文書は保有していないため不存在であると主張しているため、当審査会としては、本件公文書の保有の有無について検討した。

(2) 本件公文書の保有の有無について

実施機関は、障害の程度については、障害者基本法、公営住宅法施行規則、栃木県県営住宅条例及び栃木県県営住宅条例施行規則等の規定に基づき記載したものであり、本件開示請求に係る公文書は作成していないと説明している。

当審査会では、実施機関の説明のとおり、これらの法令等には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）において入居者資格として規定されている裁量階層世帯に該当する身体障害者、精神障害者及び知的障害者のそれぞれの等級が定められていたこと、また、その内容が本件申込案内中に記載されていることを確認した。

このようなことから、障害の程度に係る情報は、法令等の規定に基づき記載したものであり、本件公文書は作成されていないと判断することができる。

なお、これら法令等の規定に基づき記載したとの実施機関の説明から、当該法令等が、本件開示請求の対象となる公文書に該当するかについて検討したところ、これらは、官報あるいは栃木県公報に登載され、公布されたものであり、条例第2条第2項ただし書に該当するものであるため、開示請求の対象となる公文書にはならないものである。

したがって、本件開示請求に対して、本件公文書は保有していないとして非開示決定をしたことは妥当である。

(3) その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、非開示決定の取消し以外についても主張しているが、これら主張は、いずれも本件異議申立ての対象となる処分とは関係のないものであり、審査の対象とはならないものである。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 1月 7日	・ 諮問書の受理
平成22年 1月20日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成22年 1月22日 (第220回審査会)	・ 審議（経過等説明）
平成22年 2月26日 (第221回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
星 法 子	白鷗大学准教授	
水 沼 富美男	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	会長職務代理者